

社会福祉法人 北陽会 るべしべ希楽苑
指定短期入所生活介護施設及び指定介護予防短期入所生活介護施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北陽会るべしべ希楽苑（以下「事業者」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め事業所の指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 るべしべ希楽苑指定短期入所生活介護施設及び指定介護予防短期入所生活介護施設は、利用者の心身の状況を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。
- 2 従事者は、要支援状態になった利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上の資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをし、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。
- 3 るべしべ希楽苑指定短期入所生活介護施設及び指定介護予防短期入所生活介護施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、包括支援センター、介護保険施設、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 るべしべ希楽苑指定短期入所生活介護施設
指定介護予防短期入所生活介護施設
- (2) 所在地 北見市留辺蘂町上町143番地1

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人北陽会とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を兼務するものとする。

- (1) 管理者(施設長) 1名(兼任)…当該事業所の管理、業務の把握を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名以上(嘱託)…利用者の健康管理及び診療を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上…利用者及び家族の必要な相談に応じる。
- (4) 看護職員 2名以上(機能訓練指導員兼任)…利用者の健康保持のために適切な措置をとる。
- (5) 介護職員 常勤換算法上必要数…利用者に対し、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、自立した日常生活が送れるよう支援する。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上…利用者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立を行う。
- (7) 機能訓練指導員 2名以上(看護職員兼任)…利用者の日常生活上必要な機能の訓練を行い、生活機能の改善、維持を図る。
- (8) 事務員 1名以上…会計、庶務等の事務処理を行う。
- (9) 介護支援専門員 1名以上…短期入所生活介護及計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて定数を超えた職員を置くことができる。

(利用者の定員)

第6条 事業の利用定員(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を合わせた利用定員)を10名とする。ただし、本体施設の特別養護老人ホームるべしべ希楽苑に空床がある場合は、その空床の範囲内において利用定員を超えて利用させることができる。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の基本内容は次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成

短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に関しては利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境と現在利用している他の介護サービス及び介護予防サービス内容を十分に把握し、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性と、利用者や家族の希望に配慮し、他の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を明示したものであり、画一的な計画ではなく個別化するようにする。既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。また、作成した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画について、利用者又は家族に対し、その内容等について説明し、同意を得なければならない。利用者の状態の変化や居宅サービス計画の変更サービスの実施状況を把握し、必要に応じて

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働省令に定める基準によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定めた額とする。

2 事業所は、前項の利用料の額のほか、次の各号に掲げる費用については実費とする。

(1) 滞在費及び食費

滞在費については、1日につき多床室及び従来型個室それぞれ別表の定める額とする。

食費については、1日につき別表の定める額とする。ただし、朝食、昼食、夕食のそれぞれの金額とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとする。

(2) 送迎に要する費用

通常の実施地域を超えて送迎を行った場合または居宅以外から施設までの送迎の場合、別表の定める額とする。

(3) 理美容代

(4) その他利用者に特別に要した経費で、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業及び送迎の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北見市全域（常呂自治区を除く。）及び周辺地域（訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町）の区域とする。

2 通常の送迎の実施地域は、留辺蘂自治区内とする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第10条 事業所は利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。またサービス提供に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について、利用申込者の同意を得なければならない。ただし緊急を要すると管理者（施設長）が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、包括支援センターその他保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービス提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健、医療又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者はサービスの利用に当たって、次の事項を守らなければならない。

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の変更を行う。

(2) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行うことを心掛け、要介護状態の軽減または悪化の防止に努める。サービス提供職員は、常に利用者、家族に理解、納得されるよう、説明と了解を得るように努める。利用者の生命、身体を保護するための緊急の場合を除き、身体的拘束や利用者の行動を制限する行為を行わない。サービス提供職員は、常にサービス内容の質の評価を行い、改善を図る。

(3) 介護サービス及び介護予防サービスの内容

サービス提供職員は、離床、着替え、整容、その他利用者が必要とする日常生活上の世話を、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に従って利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行われなければならない。清潔保持のため、1週間に2回以上の入浴または清拭を行わなければならない。

(4) 食事の提供

利用者の食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたって利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供される。

(5) 健康管理

サービス提供職員は常に利用者の健康の状況に留意し、異常の早期発見に努めなければならない。また、医師及び看護職員は、健康保持のため適切な措置をとらなければならない。医師は利用者に行った健康管理に関し、必要な事項の記録をしなければならない。

(6) 緊急時等の対応

利用者が負傷・病状の急変が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行うと共に、身元引受人に連絡する等必要な措置を講ずる。利用者は、緊急の場合および利用者または身元引受人が希望する場合は、施設内で嘱託医師による診察を受けることができる。

(7) 機能訓練

機能訓練については、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行わなければならない。

(8) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族等に対して、適切な相談・助言を行うとともに、必要な援助を行わなければならない。

(9) 送迎

利用者またはその家族が希望した場合、家庭状況、身体状況に応じて送迎を利用できる。

(10) その他のサービス提供

施設内に随時使用できる教養娯楽設備等を設け、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

第14条 事業所の職員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 利用者、家族その他からの、事業に関わる苦情を、迅速かつ適切に対応するための窓口を設け、利用者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、苦情を受け付けたとき、また、自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行い、再発防止に努める。

(損害賠償)

第16条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(職員の就業規則及び給与規程等)

第17条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の職員の就業規則及び給与規程、旅費規程等を適用する。

(記録の整備)

第18条 事業所は、施設及び設備、人事、会計、施設サービス計画、サービス提供の諸記録を整備しておかなければならない。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、感染症の発生時において、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

1 規律

- (1) 日常生活は、施設の定める日課表に基づいて生活し、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めなければならない。
- (2) 他人に迷惑をかけず、相互の融和をはかるよう努力すること。
- (3) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 建物や備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (5) 火災防止上、次の点については、特に注意を払い火災防止に協力すること。

ア 指定した場所以外で喫煙すること。

イ 発火のおそれのある物品は、施設内に持ち込まないこと。

ウ 火災防止上危険を感じた時は直ちに職員に通報すること。

2 外出

利用者が外出しようとするときは、その都度、外出先、用件、帰苑予定時刻を管理者（施設長）に届け出て、その承認を得なければならない。

3 健康保持、身体機能の低下防止

利用者はつとめて健康の保持に留意し、身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。また、そのために提供されるサービスを正当な理由なく拒否してはならない。

4 身上変更の届出

利用者及び利用申請者は、その身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届けなければならない。

（非常災害対策）

第12条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めなければならない。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 事業所は、非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

5 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 施設サービスの提供により事故が、発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（秘密の保持）

この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月24日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年3月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この規程の別表は、令和元年12月9日に施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月24日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程の別表は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程の別表は、令和2年12月14日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この規程と規程の別表は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

練を定期的の実施するものとする。

- 5 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第21条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 権利擁護委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年2回に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための規程の整備。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する必要事項)

第23条 事業所は、従事者の資質の向上を図るために必要と認められる研修を実施する。

- 2 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 3 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月26日から施行し平成17年4月1日から適用する。

附 則

- ・夜勤職員配置加算（Ⅰ） . . . 13単位/日
 - ・夜勤職員配置加算（Ⅲ） . . . 15単位/日
 - ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 . . . 200単位/日（7日を限度）
 - ・若年性認知症利用者受入加算 . . . 120単位/日
 - ・送迎加算 . . . 184単位/回（片道）
 - ・緊急短期入所受入加算 . . . 90単位/日
（7日を限度とし、やむを得ない事情がある場合は14日）
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ） . . . 3単位/日
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅱ） . . . 4単位/日
 - ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） . . . 22単位/日
 - ・介護職員処遇改善加算 . . . 所定単位数に8.3%乗じた単位数で算定
 - ・介護職員等特定処遇改善加算 . . . 所定単位数に2.7%乗じた単位数で算定
- ※ 自己負担額については、上記の該当する加算の合計から介護保険負担割合証に記載されている負担割合を乗じた額とする。

5. 通常の送迎の実施区域外及び居宅以外から施設への送迎費用（片道）は下記のとおりとする。

- ・事業所から片道 5 km未満 1回につき 500円
- ・事業所から片道 5 km以上 1回につき 1,000円

※ 但し、通常の実施区域外への送迎費用は、送迎費用とは別に送迎加算を算定するが、居宅以外から施設までの送迎費用は送迎加算を算定しない。

6. その他の日常生活上必要となる諸経費

- ・理髪サービス（月1回） . . . 2,500円
- ・電気製品使用料（1日あたり1台につき） . . . 50円
- ※ 家電製品を居室内に持ち込みした場合
- ・電気製品貸出使用料（1日あたり1台につき） . . . 100円
- ※ 施設の家電製品を貸出して使用した場合（居室内）

別表

1. 生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス費の基本的なサービス料金

・介護予防短期入所生活介護サービス費

介護度	要支援 1	要支援 2
サービス単価	446 単位	555 単位
サービス料金 (30日)	133,800円	166,500円

・短期入所生活介護サービス費

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単価	596 単位	665 単位	737 単位	806 単位	874 単位
サービス料金 (30日)	178,800円	199,500円	221,100円	241,800円	262,200円

※ 自己負担額については、それぞれの介護度別サービス料金から介護保険負担割合証に記載されている負担割合を乗じた額とする。

2. 滞在費（1日）多床室 855円 従来型個室 1,171円

但し負担限度額を下記のとおり設定しています。

段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
負担限度額 (多床室)	0円	370円	370円	855円
負担限度額 (従来型個室)	320円	420円	820円	1,171円

3. 食費 朝食 382円 昼食 505円 夕食 505円

但し1日の負担限度額は下記のとおり設定しています。

段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
負担限度額	300円	390円	650円	1,392円

4. サービス体制等の充実及び利用者の状況により加わるサービス単位（1単位＝10円）

・個別機能訓練加算	・・・	56単位/日
・看護体制加算（Ⅰ）	・・・	4単位/日
・看護体制加算（Ⅱ）	・・・	8単位/日
・医療連携強化加算	・・・	58単位/日

別表

1. 滞在費（1日）多床室 855円 従来型個室 1,171円

但し負担限度額を下記のとおり設定しています。

段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
負担限度額 (多床室)	0円	370円	370円	855円
負担限度額 (従来型個室)	320円	420円	820円	1,171円

2. 食費 朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円 1日あたり1,445円

但し1日の負担限度額は下記のとおり設定しています。

段 階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
負担限度額	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円

3. 通常の送迎の実施区域外及び居宅以外から施設への送迎費用（片道）は下記のとおりとする。

- ・事業所から片道 5km未満 1回につき 500円
- ・事業所から片道 5km以上 1回につき 1,000円

※ 但し、通常の実施区域外への送迎費用は、送迎費用とは別に送迎加算を算定するが、居宅以外から施設までの送迎費用は送迎加算を算定しない。

4. その他の日常生活上必要となる諸経費

- ・理髪サービス（月1回） . . . 2,500円
- ・電気製品使用料（1日あたり1台につき） . . . 50円

※ 家電製品を居室内に持ち込みした場合

- ・電気製品貸出使用料（1日あたり1台につき） . . . 100円

※ 施設の家電製品を貸出して使用した場合（居室内）